

平成15年10月10日

各位

株式会社 リそなホールディングス
(コード番号 8308)

金融庁の当社に対する業務改善命令及び当社の子会社に対する早期是正措置命令について

本日、金融庁より、当社が銀行法第52条の33第1項に基づく業務改善命令を、当社の子会社である株式会社近畿大阪銀行(社長 原 邦継)及び株式会社奈良銀行(社長 野村 正雄)が、銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令(第1区分)を受けました。

これに対しまして、当社及び当社の子会社は、株式会社近畿大阪銀行と株式会社奈良銀行の増資計画と経営改善計画を内容とする計画書を、即日、金融庁宛提出いたしましたので、お知らせします。

なお、今回の業務改善命令の内容等は下記のとおりでございますが、かかる処分を真摯に受け止め、今後グループ内の体制整備等に取り組んでまいります。

記

1. 業務改善命令 及び 早期是正措置命令の内容

- (1) 近畿大阪銀行 及び 奈良銀行の経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画(原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。)を平成15年10月24日までに提出すること。
- (2) 上記(1)の計画を速やかに実行すること。
- (3) 上記(1)の計画の進捗状況等を報告すること。

2. 業務改善命令 及び 早期是正措置命令の理由

- (1) 平成15年10月10日付で、当社及び子会社である株式会社近畿大阪銀行より、銀行法第52条の31第1項及び銀行法第24条第1項に基づき金融庁宛報告した、株式会社近畿大阪銀行の業績予想修正により、同行の平成15年9月期末の国内基準に係る自己資本比率が、健全性基準を下回っており、業務の健全かつ適切な運営を確保する必要があると認められるため。
- (2) 平成15年10月10日付で、当社及び子会社である株式会社奈良銀行より、銀行法第52条の31第1項及び銀行法第24条第1項に基づき金融庁宛報告した、株式会社奈良銀行の業績予想修正により、同行の平成15年9月期末の国内基準に係る自己資本比率が、健全性基準を下回っており、業務の健全かつ適切な運営を確保する必要があると認められるため。

3. 金融庁宛提出した計画書の内容

- (1) 株式会社近畿大阪銀行及び株式会社奈良銀行において、当社を引受け先とする株主割当による新株式発行を行うこと。
- (2) 株式会社近畿大阪銀行及び株式会社奈良銀行において、「経営改善計画」を策定したこと。

以上